

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 〒100-8918
(ふりがな)

住所 東京都千代田区霞ヶ関^{ちよ だく かすみ がせき}2-1-3
(ふりがな)

氏名 国土交通省航空局管制保安部無線課長^{こくどうつうしょうこうくうきょくかんせいほあんぶむせんかちょう} 中坪^{なかつぼ} 克行^{かつゆき}

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「電波有効利用政策研究会 最終報告書(案)」中、国や地方公共団体にも一定の電波利用料負担を求めるべきかどうかの論点については、以下の理由から引き続き減免措置が取られるべきと考えます。

1. 航空機の安全な航行を確保するため国等の開設する無線局については、その使用する周波数帯及び電波の型式等は国際基準により規定されており、本邦領域を飛行する外国航空機もこれを利用していることから、我が国の一方的な事情でこれを変更することは出来ない。また、これらの無線局は、航空路、飛行場及びその周辺等航空機の安全な運航、誘導のために真に必要な個所に設置されることから、地域的な電波利用の逼迫状況と関連するものではない。以上のことから、航空機の安全な航行を確保するために国等が開設する無線局については、最終報告書(案)の言う「電波利用料の徴収による」、電波の有効利用のインセンティブは働かない。
2. 航空機の安全な航行を確保するため国の設置する無線局の整備及び運営にかかる費用は公租公課により充当されている。従ってこれらの無線局に電波利用料の支払い義務を課した場合、その増分は究極的には国民に負担を求めることになる。行政機関はその増分をそのまま他者へ転嫁することのないよう行政事務の効率化に努めるのは当然であるが、仮に電波利用料が課されなければその合理化努力の分だけ国民に還元されうるものであることを考慮すれば、国の無線局に対する電波利用料の徴収は潜在的にも国民に新たな負担を求めることには変わりがない。